

やむをえない事由による履修登録の取消について

病気、負傷等で授業に出席することができなくなった場合は、所定の手続により、履修中の授業科目の登録を取消することができる。取消が可能かどうかは、必ず事前に学務課に問い合わせること。なお、取消を希望する者は、手続きに時間を要するので至急学務課に申し出ること。

申告手続： 事由を記し保証人が連署した所定用紙を期限までに学務課に提出する。（休学と同様の手続が必要）

申告期限： 前期： 2019年6月28日(金) まで

後期： 冬期休暇前授業終了日(2019年12月23日(月))まで

- * 登録取消により、1学期の履修登録単位数が0単位となった学期は、進級に必要な期間に数えられないので注意すること。
- * 取消した授業科目の単位は、年間履修登録単位数には含まない。また、GPA算出の対象としない。

◎「履修の手引」Ⅱ．履修登録 参照

◎東京女子大学履修規程第32条、第33条 参照

2019年5月23日
学務課